



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第 16 号

目 次

規 則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第四号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

第一条 栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁関係特定事項(1)総合政策部入地域振興課の表一の項を次のように改める。

1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による国土利用計画県計画の策定	○					
	2 第9条第1項の規定による土地利用基本計画（計画書）の策定	○					
	3 第9条第1項の規定による土地利用基本計画（計画図）の策定			○			
	4 第12条第1項の規定による指定（同条第11項の規定による指定の更新及び同条第12項の規定による指定の解除を含む。）	○					
	5 第12条第6項及び第13項の規定による土地利用審査会への確認の請求			○			
	6 第14条第1項の規定による許可			○			
	7 第27条の3第1項の規定による指定（同条第3項の規定による指定の更新及び解除を含む。）	○					
	8 第27条の5第1項の規定による勧告				○		
	9 第27条の6第1項の規定による指定（同条第3項の規定による指	○					

	定の更新及び解除を含む。)							
10	第27条の8第1項の規定による 勧告				○			
11	第28条の規定による通知(第23 条第1項の規定による届出に係る ものを除く。)			○				

別表第一二本庁関係特定事項③県民生活部入危機管理課の表八の項第一号を次のように改める。

1	第2条第8号の規定による指定 地方公共機関の指定					○		
---	-----------------------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項④環境森林部地球温暖化対策課の表中「地球温暖化対策課」を「気候変動
対策課」に改め、別表第一二本庁関係特定事項④環境森林部環境保全課の表一の項を次のように改める。

1	水質汚濁防止法 (昭和45年法律第 138号)に基づく 事務	1	第14条の8第1項の規定による 指定				○		
		2	第14条の8第2項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による関係市町村長の意見 の聴取				○		
		3	第14条の8第3項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による通知				○		
		4	第14条の8第4項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による通知				○		
		5	第14条の9第6項の規定による 勧告				○		
		6	第18条の規定による措置命令				○		
		7	第23条第3項の規定による措置 要請				○		
		8	第23条第5項の規定による協議				○		
		9	第24条第2項の規定による協力 要請等				○		

別表第一二本庁関係特定事項④環境森林部廃棄物対策課の表中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」
に改め、同表一の項第八号を次のように改める。

8	第12条第9項及び第12条の2第 10項の規定による計画の受理(環						○	
---	--------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--

境森林事務所及び環境管理事務所 が所管するものを除く。9、11、 12、16から18まで、21から23ま で、25、26、30及び35において同 じ。)									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表一の項第二十六号を次のように改める。

26 第19条第1項(第17条の2第3 項で準用する場合を含む。)の規 定による立入検査等								○	
---	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表一の項第三十二号を次のように改める。

32 第20条の2第1項の規定による 登録								○	
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表七の項第一号を次のように改める。

1 第47条(第59条において準用す る場合を含む。)の規定による閲 覧								○	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表七の項第六号を次のように改める。

6 第126条の規定による意見の受 理								○	
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表八の項第三号を次のように改める。

3 第25条第1項(第19条において 準用する場合を含む。)の規定に よる立入検査等								○	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部工健康増進課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、七の項から九の項までを削り、十の項を六の項とし、十一の項を七の項とし、十二の項を八の項とし、別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部工指導監査課の表を別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部サ指導監査課の表とし、別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ケ国保医療課の表を別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部工国保医療課の表とし、別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ク業務課の表を別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ケ業務課の表とし、別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表十三の項を次のように改める。

13 食品衛生法(昭 和22年法律第233 号)に基づく事務	1 第60条及び第61条(これらの規 定を第68条において準用する場 合を含む。)の規定による許可の取 消し、禁止命令及び停止命令(保 健所長の専決事務に係るものを除 く。)							○	
	2 第64条第1項及び第2項の規定 による死体の解剖							○	

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表中十五の項及び十六の項を削り、十七の項を十五の項とし、十八の項から三十三の項までを二項ずつ繰り上げ、同表を別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表とし、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部カ子ども政策課の表一の項第十一号を次のように改める。

11 第34条の18の2第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○		
----------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部カ子ども政策課の表一の項第十八号を次のように改める。

18 第46条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○		
-----------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部カ子ども政策課の表を別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ子ども政策課の表とし、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部才障害福祉課の表一の項第八号を次のように改める。

8 第34条の14第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○		
-------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部才障害福祉課の表を別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部カ障害福祉課の表とし、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部工健康増進課の表の次に次の一表を加える。

オ 感染症対策課

事	務	決 裁 区 分					備 考
		知 事	専 決 権 者				
種 類	事 項		副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	リ ー ダ ー
		1 らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)に基づく事務	1 第6条の規定による親族の援護			○	
2 第8条第1項の規定による援護費用の徴収				○			
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく事務	1 第14条第1項の規定による指定			○			
	2 第14条第6項の規定による指定の取消し		○				
	3 第14条の2第1項の規定による指定			○			
	4 第14条の2第8項の規定による		○				

	指定の取消し						
	5 第16条の2の規定による協力要請等			○			
	6 第22条の3(第26条及び第26条第2項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による調整			○			
	7 第31条第1項(第7条第1項において準用する場合並びに第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による生活の用に供される水の使用等の制限及び禁止の命令			○			
	8 第33条(第7条第1項において準用する場合並びに第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による交通の制限及び遮断			○			
	9 第38条第2項の規定による感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)の指定			○			
	10 第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定				○		
	11 第38条第9項の規定による指定の取消し			○			
	12 第40条第3項の規定による診療報酬の額の決定					○	
	13 第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	14 第43条第2項の規定による診療報酬の支払の差止め				○		
	15 第48条の3の規定による調整			○			
	16 第50条第1項の規定による第31条第1項及び第33条の措置			○			
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務	1 第7条第1項の規定による都道府県行動計画の策定	○					

2 第8条第5項の規定による市町村行動計画に係る助言又は勧告			○				
3 第20条第2項の規定による政府対策本部長への意見の申出			○				
4 第22条第1項の規定による都道府県対策本部の設置	○						
5 第25条の規定による都道府県対策本部の廃止	○						
6 第28条第6項の規定による特定接種の実施			○				
7 第31条第1項から第3項までの規定による要請又は指示			○				
8 第31条の2第1項の規定による医療の提供			○				
9 第31条の3の規定による土地等の使用			○				
10 第31条の4第6項の規定による要請			○				
11 第31条の6第1項、第2項、第3項及び第5項の規定による協力要請等			○				
12 第38条第2項の規定による新型コロナウイルス等緊急事態措置の代行		○					
13 第39条、第40条及び第46条第5項の規定による応援又は協力の実施		○					
14 第45条第1項から第3項まで及び第5項の規定による協力要請等			○				
15 第49条の規定による土地等の使用			○				
16 第50条の規定による物資及び資材の供給の要請			○				
17 第55条第1項から第3項までの規定による特定物資の売渡しの要			○				

	請、収用及び保管命令						
	18 第62条及び第63条の規定による損失補償及び損害賠償		○				
	19 第67条第2項の規定による立替支弁の要請			○			
	20 第68条第2項の規定による市町村における立替支弁の決定			○			
	21 第72条第1項から第4項までの規定による立入検査等				○		
4 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事務	1 第5条第2項の規定による指定			○			
	2 第6条の規定による臨時の予防接種の実施			○			

別表第一の二本庁関係特定事項(農政本部)農村振興課の第七の項及び八の項を次のように改める。

7 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく事務	1 第69条第1項の規定による免許			○			
	2 第106条第7項の規定による認可				○		
	3 第170条第1項及び第3項の規定による認可				○		
	4 第172条第2項の規定による委員の選任	○					
8 栃木県漁業調整規則（令和2年栃木県規則第60号）に基づく事務	1 第3条第1項（同項第1号に係る部分に限る。）の規定による許可（2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがる水産動植物の採捕に係るものに限る。2において同じ。）			○			
	2 第3条第1項（同項第1号に係る部分を除く。）の規定による許可				○		
	3 第30条第1項の規定による許可（さけの採捕に係るもの及び2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるさけ以外の水産動植物の採捕に係るものに限る。）				○		

別表第一の二本庁関係特定事項(農政本部)水産振興課の表十一の項を次のように改める。

11 家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号)に基づく 事務	1 第19条第2項の規定による免許 の取消し等				○			
	2 第26条第2項の規定による許可 の取消し等				○			
	3 第35条の4第2項の規定による 命令				○			

別表第11の2本行関係特定事項(農政部長官産振興課の表十川の項を次のように改める。

13 家畜伝染病予防 法(昭和26年法律 第166号)に基づ く事務	1 第4条の2第5項及び第5条第 1項の規定による検査命令				○			
	2 第6条第1項の規定による命令				○			
	3 第9条の規定による命令(公示 を要するものに限る。10において 同じ。)				○			
	4 第12条の3の4の規定による飼 養衛生管理指導等計画の策定				○			
	5 第12条の6第1項の規定による 勧告				○			
	6 第12条の6第2項の規定による 命令				○			
	7 第17条の規定によると殺命令				○			
	8 第17条の2第5項及び第6項の 規定によると殺命令				○			
	9 第20条第1項の規定による家畜 の処分				○			
	10 第30条の規定による命令				○			
	11 第32条第1項の規定による移動 制限等				○			
	12 第33条の規定による開催制限等				○			
	13 第34条の規定による放牧制限等				○			
	14 第34条の2第1項の規定による 勧告				○			
	15 第34条の2第2項の規定による				○			

命令							
16 第50条の規定による許可（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第57条第2号に掲げる動物用生物学的製剤に係るものに限る。）				○			
17 第58条第5項の規定による評価人の意見の聴取				○			

別表第11の2本行関係特定事項⑧県庁職権部々報告計画書の表1の項を次のように改める。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務	1 第5条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による指定			○			
	2 第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び協議			○			
	3 第5条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定			○			
	4 第5条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○			
	5 第6条第1項及び第2項の規定による調査の実施				○		
	6 第16条第1項の規定による公聴会の開催等				○		
	7 第17条第1項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告等				○		
	8 第18条第1項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定				○		
	9 第18条第3項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議				○		
	10 第19条第3項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議の同意					○	

11 第20条第1項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示等			○			
12 第20条第2項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧				○		
13 第24条第5項から第7項までの規定による措置及び措置要求並びに計画の策定及び変更の申出			○			
14 第26条第1項の規定による許可				○		
15 第28条第2項の規定による協議				○		
16 第29条第1項及び第2項の規定による許可（当該許可に係る開発区域の面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。）			○			
17 第29条第1項及び第2項の規定による許可（県土整備部長の専決事項に係るものを除く。21及び27において同じ。）				○		
18 第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議（当該協議に係る開発区域の面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。）			○			
19 第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議（県土整備部長の専決事項に係るものを除く。）				○		
20 第35条の2第1項の規定による許可（当該変更後の開発区域の面積が5ヘクタール以上のものに係るものに限る。）			○			
21 第35条の2第1項の規定による許可				○		
22 第35条の2第3項の規定による届出の受理				○		

23	第36条の規定による届出の受理、検査及び検査済証の交付				○		
24	第37条第1号の規定による承認				○		
25	第38条の規定による届出の受理				○		
26	第41条第1項（第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の設定（16、18及び20に掲げる許可及び協議に係るものに限る。）			○			
27	第41条第1項（第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の設定				○		
28	第41条第2項ただし書の規定による許可				○		
29	第42条第1項ただし書及び第2項の規定による許可及び協議				○		
30	第43条第1項及び第3項の規定による許可及び協議				○		
31	第45条の規定による承認				○		
32	第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付					○	
33	第52条の2第1項の規定による許可				○		
34	第52条の2第2項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議の同意				○		
35	第59条第1項及び第4項の規定による認可（街路事業（市町村が施行するものを除く。）、公園事業及び下水道事業に係るものを除く。36から38までにおいて同じ。）			○			
36	第59条第5項及び第6項（第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取				○		

	37 第63条第1項の規定による認可			○			
	38 第64条第1項の規定による承認			○			
	39 第65条第1項及び第2項の規定による許可及び意見の聴取（街路事業（市町村が施行するものを除く。）、公園事業及び下水道事業に係るもの並びに土木事務所長の委任事務を除く。40において同じ。）			○			
	40 第65条第3項において準用する第52条の2第2項の規定による協議			○			
	41 第81条の規定による監督処分等（街路事業（市町村が施行するものを除く。）、公園事業及び下水道事業に係るものを除く。）			○			
	42 第82条第1項の規定による立入検査員の任命			○			

別表第二の本庁関係特定事項⑧県土整備部く都市計画課の表中十四の項を十五の項とし、同項の前に次のように加える。

14 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年栃木県条例第42号）に基づく事務	1 第1条の2第1項の規定による指定			○			
	2 第2条第1項の規定による指定			○			

別表第二の本庁関係特定事項⑧県土整備部く都市計画課の表中十二の項を削り、十二の項を十三の項とし、十三の項から十一の項までの一項目を繰り下げ、一〇の項の次に次の二項を加える。

2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく事務	1 第60条の規定による書面の交付（都市計画法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。）			○			
3 都市計画法施行細則（昭和45年栃木県規則第62号）に基づく事務	1 第12条及び第21条第1項の規定による届出の受理			○			

別表第三一 出先機関関係共通事項③環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所
の表七の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令（所長の県外の3日以上旅行命令を除く。）及びその復命の受理			○					
(1) (2)以外のもの								
ア 課長相当職以上の職にある職員及び総括所長補佐等に係るもの			○					
イ アに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの			○					
ウ アに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの					○			県東環境森林事務所、県南環境森林事務所及び中小土木事務所にあつては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの								
ア イ以外のもの			○					
イ 支所長の県内の1日の旅行及び職員（支所長を除く。）の国内の旅行に係るもの							○	

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項第六号を次のように改める。

6 第9条第1項及び第15条の2の6第1項の規定による許可			○			○		県東環境森林事務所及び県南環境森林事務所にあつては、所部長の専決事項は所長が処理するものとする。
-------------------------------	--	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表五の項第一号から第四号までを次のように改める。

1 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1			○			○		
---------------------------------	--	--	---	--	--	---	--	--

項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の規定による届出の受理							
2 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の31の規定による計画の変更又は廃止の命令		○	○				
3 第10条第2項（第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の規定による実施の制限期間の短縮		○			○		
4 第11条及び第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○				○	

別表第三の二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表五の項第八号から第十一号までを次のように改める。

8 第18条の18の規定による命令		○			○		
9 第18条の21の規定による作業基準適合命令		○			○		
10 第18条の21の規定による一時停止命令		○	○				
11 第18条の34第1項の規定による勧告		○			○		
12 第18条の34第2項の規定による措置命令		○	○				

別表第三の二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部エ保健所の表五の項を次のように改める。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務	1 第12条第1項（第7条第1項及び第12条第8項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○	○				
	2 第13条第1項及び第2項（これ		○	○				

	らの規定を第7条第1項及び第13条第7項において準用する場合並びに第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による届出の受理						
3	第14条第2項の規定による届出の受理	○	○				
4	第14条の2第3項の規定による検査	○	○				
5	第15条第1項及び第3項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による質問及び調査	○	○				
6	第15条第5項の規定による検査	○	○				
7	第15条第8項の規定による命令	○	○				
8	第15条の2第1項の規定による質問及び調査	○	○				
9	第15条の3第1項の規定による報告の徴収及び質問	○	○				
10	第15条の3第2項の規定による質問及び調査	○	○				
11	第16条の3第1項及び第3項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出等の勧告及び採取の措置	○	○				
12	第16条の3第7項(第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検査	○	○				
13	第17条第1項及び第2項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による健康診断の勧告及び措置	○	○				

14 第18条第1項及び第4項から第6項まで（これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による通知及び確認並びに協議会の意見聴取等		○	○								
15 第19条（第7条第1項及び第26条において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置		○	○								
16 第20条（第7条第1項及び第26条において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告、措置及び期間の延長並びに協議会の意見聴取		○	○								
17 第21条（第7条第1項及び第26条において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による患者の移送		○	○								
18 第22条（第7条第1項及び第26条において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による退院に係る措置		○	○								
19 第24条の2（第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による苦情の申出の聴取及び処理		○	○								
20 第26条の3第1項及び第3項（これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による検体又は病原体の提出の命令及び収去の措置		○	○								
21 第26条の3第5項（第7条第1項において準用する場合並びに第		○	○								

<p>8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検査</p>									
<p>22 第26条の4第1項及び第3項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出等の命令及び採取の措置</p>		○	○						
<p>23 第26条の4第5項(第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検査</p>		○	○						
<p>24 第27条(第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による消毒の命令、指示等</p>		○	○						
<p>25 第28条(第7条第1項において準用する場合並びに第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定によるねずみ族等の駆除の命令、指示等</p>		○	○						
<p>26 第29条(第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による物件に係る移動の制限等の命令、指示等</p>		○	○						
<p>27 第30条(第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による死体の移動の制限及び禁止並びに埋葬に係る許可</p>		○	○						
<p>28 第32条(第7条第1項において準用する場合並びに第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による建物への立入りの制限及び禁止並びに建物に係る措置</p>		○	○						
<p>29 第35条第1項(第7条第1項において準用する場合並びに第8</p>		○	○						

	条、第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による質問及び調査						
30	第36条(第7条第1項、第50条第3項及び第4項において準用する場合並びに第8条、第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による通知、書面の交付及び掲示		○	○			
31	第37条第1項及び第37条の2第1項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による医療費の負担の決定		○			○	
32	第42条第1項の規定による療養費の負担の決定及び支給		○			○	
33	第44条の3第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び協力の要請		○	○			
34	第44条の3第4項及び第5項(これらの規定を第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による食事の提供等及び実費の徴収		○	○			
35	第44条の7第1項及び第3項の規定による検体の提出等の勧告及び採取の措置		○	○			
36	第44条の7第5項の規定による検査		○	○			
37	第45条の規定による健康診断の勧告及び措置		○	○			
38	第46条の規定による入院の勧告、措置及び期間の延長		○	○			
39	第47条の規定による新感染症の所見のある者の移送		○	○			
40	第48条の規定による退院に係る措置		○	○			
41	第50条第1項の規定による第27		○	○			

	条から第30条まで、第32条及び第35条第1項に規定する措置						
42	第50条第2項の規定による第26条の3第5項に規定する措置		○	○			
43	第50条の2第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び協力の要請		○	○			
44	第53条の7の規定による通報及び報告の受理		○			○	
45	第53条の10の規定による保健所長への通知		○	○			

別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部保健所の表1十六の項から十八の項までを次のように改める。

26 食品衛生法に基づく事務	1	第8条の規定による届出の受理		○			○	
	2	第26条第1項の規定による検査命令		○			○	
	3	第28条第1項の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。7において同じ。）		○			○	
	4	第48条第8項の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
	5	第55条の規定による許可		○				
		(1) (2)以外のもの				○		
		(2) 継続に係るもの					○	
	6	第56条の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
	7	第57条第1項の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
	8	第58条第1項の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
9	第59条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令		○			○		
10	第60条（第68条において準用す	○						

	る場合を含む。)の規定による許可の取消し、禁止命令及び停止命令(食中毒原因施設に対するものに限る。)							
	11 第61条の規定による改善命令		○			○		
27 食品衛生法施行令に基づく事務	1 第4条第2項及び第5条第2項の規定による検査申請書の受理		○			○		
28 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づく事務	1 第71条の規定による届出の受理		○				○	生活衛生課長に限る。
	2 第71条の2の規定による届出の受理		○				○	生活衛生課長に限る。

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部エ保健所の表中二十九の項から三十一の項までを削り、三十二の項を二十九の項とし、三十三の項から五十一の項までを三項ずつ繰り上げ、別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ス食肉衛生検査所の表三の項第二号を次のように改める。

2 第59条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令		○	○					
----------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部長農業振興事務所の表二十五の項を次のように改める。

25 栃木県漁業調整規則に基づく事務	1 第3条第1項(同項第1号に係る部分に限る。)の規定による許可(2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがる水産動植物の採捕に係るものを除く。2において同じ。)		○	○				
	2 第3条第1項(同項第1号に係る部分を除く。)の規定による許可		○			○		
	3 第30条第1項の規定による許可(さけの採捕に係るもの及び2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるさけ以外の水産動植物の採捕に係るものを除く。)		○			○		

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部長家畜保健衛生所の表二の項及び三の項を次のように改める。

2 家畜改良増殖法に基づく事務	1 第16条第1項の規定による免許	○						
	2 第19条第1項の規定による免許の取消し	○						
	3 第24条の規定による許可	○						

	4 第25条の2の規定による届出の受理		○	○					
	5 第26条第1項の規定による許可の取消し	○							
	6 第34条第3項の規定による報告の受理		○	○					
	7 第34条第4項の規定による報告の徴収		○	○					
3 家畜伝染病予防法に基づく事務	1 第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による届出の受理		○	○					
	2 第4条の2第3項の規定による検査命令		○	○					
	3 第7条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査等を行った旨の表示		○	○					
	4 第8条（第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付		○	○					
	5 第9条の規定による命令（公示を要するものを除く。16において同じ。）		○	○					
	6 第12条の4第1項の規定による報告の受理		○	○					
	7 第12条の5の規定による指導及び助言		○	○					
	8 第13条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定による届出の受理		○	○					
	9 第15条の規定による通行制限等		○	○					
	10 第21条第1項ただし書及び第24条ただし書の規定による許可		○	○					
	11 第25条の2第1項の規定による消毒		○	○					
	12 第25条の2第3項の規定による通行制限等		○	○					

13	第26条第1項の規定による命令		○	○				
14	第26条第3項の規定による消毒		○	○				
15	第26条第5項の規定による設備の設置命令		○	○				
16	第30条の規定による命令		○	○				
17	第31条第1項及び第2項の規定による検査等		○	○				
18	第50条の規定による許可（家畜伝染病予防法施行規則第57条第2号に掲げる動物用生物学的製剤に係るものを除く。）		○	○				
19	第52条第1項の規定による報告の徴収		○	○				
20	第58条第5項の規定による評価人の選定		○	○				

別表第三の田舎機関関係特定事項(8)県土整備部土木事務所の表1の項第四号から第七号までを次のように改める。

4	第32条第1項及び第35条の規定による許可及び協議の同意（国との協議を要するものを除く。）		○					
(1)	(2)以外のもの			○				
(2)	更新の許可であつて、占用の内容に変更のないもの					○		中小土木事務所にあつては、部長とする。
5	第32条第3項及び第35条の規定による許可及び協議の同意		○					
(1)	(2)以外のもの			○				
(2)	変更の許可のうち変更内容が軽微なもの					○		中小土木事務所にあつては、部長とする。
6	第32条第5項の規定による協議		○			○		中小土木事務所にあつては、部長とする。

を除く。)又は第23条の2の規定による登録(4に掲げるものを除く。)を伴うものを除く。)に限る。)							
(1) 河川改良工事の附帯工事及び一級河川指定区間内の砂防工事の補償工事により施行される工作物(2及び3において「附帯工事等工作物」という。)で、河川法施行令第45条第4号に掲げる特定水利権に係るもの以外のもの						○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
(2) 附帯工事等工作物以外の工作物で、県土整備部長が特に軽易なものとして指定したもの						○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
(3) 附帯工事等工作物及び(2)に掲げる工作物以外の工作物で、鉄道若しくは発電の用に供するための工作物、法律により直接設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の申請に係る工作物又は県土整備部長が治水上重要な区域として別に定める区域内に設置される工作物以外のもの			○				

別表第三の出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表十一の項第九号を次のように改める。

9 第36条第3項の規定による通報		○				○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
-------------------	--	---	--	--	--	---	---------------------

別表第三の出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表三十の項及び三十一の項を次のように改める。

30 都市計画法に基づく事務	1 第53条第1項の規定による許可		○			○	宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	2 第65条第1項及び第2項の規定による許可及び意見の聴取(街		○	○			

	路、公園及び下水道事業に係るものに限り、市町村が施行するものに係るものを除く。3において同じ。)							
	3 第65条第3項において準用する第52条の2第2項の規定による協議		○	○				
	4 第82条第1項の規定による立入検査員の任命(所属する職員に係るものに限る。)		○	○				
31 都市計画法施行規則に基づく事務	1 第60条の規定による書面の交付(都市計画法第53条第1項の規定に適合していることを証するものに限る。)		○				○	宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

別表第三二 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表中三十二の項及び三十三の項を削り、三十四の項を三十三の項とし、三十五の項から五十一の項までを一項ずつ繰り上げ、三十一の項の次に次のように加える。

32 栃木県屋外広告物条例に基づく事務	1 第6条第6項の規定による届出の受理		○	○				
	2 第26条第1項の規定による登録申請書の受理(営業所の所在地を所轄する場合に限る。)		○				○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
	3 第26条の4第1項の規定による届出の受理(営業所の所在地を所轄する場合に限る。)		○				○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
	4 第26条の6第1項の規定による届出の受理(営業所の所在地を所轄する場合に限る。)		○				○	中小土木事務所にあつては、部長とする。
	5 第29条の規定による指導、助言及び勧告(営業所の所在地を所轄する場合に限る。)		○				○	中小土木事務所にあつては、部長とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第十一条 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第十一号中「の部長」とあるのは「の部長、国体・障害者スポーツ大会局長」と、同条第十二号中「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長」と、同条第十三号中「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に規定する課」と、同条第十四号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第十項に規定する総括課長補佐を」と、同条第十五号中「組織規程第十四条第一項に規定する総務主幹、組織規程第十四条の七第一項に規定する課内室長(以下「課内室長」という。)及び班長並びに組織規程第十四条第五項又は第十五条第四項」とあるのは「組織規程第十四条第一項及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第五項に規定する総務主幹、組織規程第十四条の七第一項及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第一項に規定する課内室長(以下「課内室長」という。)及び組織規程第十四条の七第一項に規定する班長並びに組織規程第十四条第五項若しくは第十五条第四項又は栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第十一項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第十一条 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第十一号中「の部長」とあるのは「の部長、国体・障害者スポーツ大会局長」と、同条第十二号中「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長」と、同条第十三号中「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に規定する課」と、同条第十四号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第八項に規定する総括課長補佐を」と、同条第十五号中「又は第十五条第四項」とあるのは「若しくは第十五条第四項又は栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四条第九項」とする。</p>

第二条 栃木県事務決裁及び委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二 本庁関係特定事項(5)保健福祉部々業務課の表一の項を次のように改める。

<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務</p>	<p>1 第6条の2第1項及び第6条の3第1項の規定による認定</p>			○		
	<p>2 第12条第1項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「令」という。)第80条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品に限る。)の製造販売業の許可</p>			○		
	<p>3 第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品(令第</p>			○		

	80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品に限る。4、5及び22において同じ。)の製造業の許可						
4	第13条第8項の規定による許可の区分の変更又は追加の許可			○			
5	第13条の2の2第1項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造所の登録			○			
6	第14条第1項及び第15項の規定による医薬品及び医薬部外品(令第80条第2項第5号に規定する医薬品及び医薬部外品に限る。10において同じ。)の製造販売の承認			○			
7	第14条第7項及び第80条第1項の規定による調査の実施(令第80条第2項第7号に規定する医薬品及び医薬部外品に係るものに限る。8及び9において同じ。)			○			
8	第14条の2第2項の規定による調査の実施			○			
9	第14条の7の2第3項の規定による確認			○			
10	第14条の8第3項の規定による医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認に係る地位承継届の受理			○			
11	第17条第8項、第23条の2の14第13項及び第68条の16第2項において準用する第7条第4項ただし書の規定による医薬品製造管理者、体外診断用医薬品製造管理者及び生物由来製品の製造管理者の兼務の許可(令第80条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者並びに令第80条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。)			○			
12	第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品(令第80条第3項第1号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品			○			

	に限る。)の製造販売業の許可						
13	第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品(令第80条第3項第3号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品に限る。)の製造業の登録			○			
14	第23条の20第1項の規定による再生医療等製品(令第80条第4項第1号に規定する再生医療等製品に限る。)の製造販売業の許可			○			
15	第24条第1項の規定による医薬品の販売業(卸売販売業及び薬種商販売業(宇都宮市に係るものに限る。))並びに配置販売業に限る。)の許可			○			
16	第35条第4項ただし書の規定による許可(宇都宮市に係るものに限る。20及び21において同じ。)			○			
17	第36条の8第2項の規定による登録			○			
18	第40条の2第1項の規定による医療機器(令第80条第3項第4号に規定する医療機器に限る。19において同じ。)の修理業の許可			○			
19	第40条の2第7項の規定による修理区分の変更又は追加の許可			○			
20	第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可			○			
21	第40条の6第2項ただし書の規定による許可			○			
22	第68条の16第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の承認			○			
23	第69条第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去			○			
24	第70条第1項の規定による措置命令			○			

	25 第71条第1項の規定による検査命令		○						
	26 第72条第1項から第5項までの規定による改善命令等（第72条第1項の規定によるものにあつては令第80条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品製造販売業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る、第72条第2項の規定によるものにあつては令第80条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。）		○						
	27 第72条の4第1項及び第2項の規定による改善命令等（これらの項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあつては、令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。29において同じ。）		○						
	28 第72条の5第1項及び第2項の規定による措置命令等		○						

29 第73条の規定による変更命令			○					
30 第74条の2の規定による承認の取消し及び変更命令（令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売並びに同条第2項第6号に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売に係るものに限る。）			○					
31 第75条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令（同項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあつては、令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。）			○					
32 第75条第4項及び第5項の規定による認定の取消し			○					
33 第75条の2第1項の規定による登録の取消し及び停止命令（令第80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者に係るもの並びに同条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。）			○					
34 第76条の6第1項及び第2項の規定による検査命令等			○					
35 第76条の7の2の規定による中止命令等			○					
36 第76条の8の規定による報告の徴収、立入検査及び質問				○				

別表第一の二本庁関係特定事項(農政)農政課の表十五の項第六号及び第七号を次のように改める。

6 第69条第1項、第2項及び第6項の規定による動物用医薬品販売業者(動物用医薬品配置販売業者に限る。)に対する報告の徴収等				○			
7 第70条第1項の規定による措置命令			○				

別表第三の五旧保健関係特定事項(保健)保健課の表三十六の項を次のように改める。

36 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務	1 第4条第1項の規定による許可		○				
	(1) (2)以外のもの			○			
	(2) 更新に係るもの				○		
	2 第7条第4項ただし書(第17条第8項において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者及び医薬品製造管理者の兼務の許可(同項の規定により準用する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この項において「令」という。)第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び同条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者に係るものに限る。)		○	○			
	3 第12条第1項の規定による医薬品(令第80条第1項第1号に規定する薬局製造販売医薬品に限る。5及び6において同じ。)の製造販売業の許可		○				
	(1) (2)以外のもの			○			
	(2) 更新に係るもの				○		
	4 第13条第1項の規定による医薬品(令第80条第1項第2号に規定する薬局製造販売医薬品に限る。)の製造業の許可		○				
	(1) (2)以外のもの			○			

(2) 更新に係るもの					○		
5 第14条第1項及び第15項の規定による医薬品の製造販売の承認		○	○				
6 第14条の8第3項の規定による医薬品の製造販売の承認に係る地位承継届の受理		○	○				
7 第24条第1項の規定による医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可		○					
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 更新に係るもの					○		
8 第28条第4項ただし書の規定による許可		○	○				
9 第35条第4項ただし書の規定による許可		○	○				
10 第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び貸与業の許可		○					
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 更新に係るもの					○		
11 第39条の2第2項ただし書の規定による許可		○	○				
12 第39条の3第1項の規定による届出の受理		○				○	
13 第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可		○					
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 更新に係るもの					○		
14 第40条の6第2項ただし書の規定による許可		○	○				
15 第69条第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物		○			○		

	件の収去								
	16 第76条の8の規定による報告の徴収、立入検査及び質問		○				○		

別表第三二 出先機関関係特定事項(農政部エ家畜保健衛生所の表七の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 第28条第4項ただし書の規定による許可		○	○						
4 第35条第4項ただし書の規定による許可		○	○						

別表第三二 出先機関関係特定事項(農政部エ家畜保健衛生所の表七の項第七号を次のように改める。

7 第39条第6項の規定による動物用高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び貸与業の許可の更新		○	○						
---	--	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第三二 出先機関関係特定事項(農政部エ家畜保健衛生所の表七の項第十一号を次のように改める。

11 第40条の5第6項の規定による再生医療等製品販売業の許可の更新		○	○						
------------------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第三二 出先機関関係特定事項(農政部エ家畜保健衛生所の表七の項第十二号を次のように改める。

13 第69条第1項、第2項及び第6項の規定による動物用医薬品販売業者（動物用医薬品配置販売業者を除く。）、動物用医療機器販売業者若しくは貸与業者又は動物用再生医療等製品販売業者並びに動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品を業務上取り扱う者に対する報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去		○	○						
--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第三二本庁関係特定事項(保健福祉部キ生活衛生課の表の改正規定（同表を別表第三二本庁関係特定事項(保健福祉部ク生活衛生課の表とする部分を除く。）、別表第三二 出先機関関係特定事項(保健福祉部エ保健所の表の改正規定（同表五の項に係る部分を除く。）及び別表第三二 出先機関関係特定事項(保健福祉部ス食肉衛生検査所の表の改正規定 令和三年六月一日
- 二 第二条の規定 令和三年八月一日

(人事課)